

月1で学ぶ！  
消費者の賢コツ

# 通信販売と 定期購入トラブル



渋川市消費生活センター ☎22-2325

受付: 祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付: 月曜日～金曜日 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00/13:00～17:00  
※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。



7月号で紹介した通信販売ですが、こんなトラブルもあります。

事例

インターネットの広告を見て、600円のサプリメントをお試しのつもりで申し込み、商品を受け取った。後日また商品が届いたので、事業者にお問い合わせしたところ、4回の定期購入で2回目からは代金が8,000円であるとのこと。画面の下の方にそのような説明が書かれていたようだが気づかなかった。

ポイント

7月号で紹介したとおり、通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。このため、表示された「解約・返品可否」「解約・返品の条件」などに従うこととなります(表示が無い場合は、商品が届いてから8日間以内であれば、消費者の送料負担で返品が可能です)。

商品を注文する前に、定期購入が条件になっていないか、中途解約や返金は可能かなどの契約内容を確認することが重要です。特に、定期購入契約の場合、商品引渡しの回数のほか送料や支払総額などが表示されています。